









新宿区のマンション施策一覧





新宿区では、マンションに関する様々な事業を実施しています。事業の詳細や、ご不明点はホームページでご確認いただくか、問い合わせ先までお問い合わせください。快適なマンションライフのために、ぜひご利用ください。



[新宿区都市計画部住宅課] 令和8年4月現在




	事業名	内容	二次元コード	問い合わせ先
マンション管理	マンション管理相談	<p>区内にある分譲マンションの管理組合役員、区分所有者、賃貸マンションの所有者を対象に、管理組合の運営や建物の維持管理等について、新宿区マンション管理相談員（マンション管理士、一級建築士、弁護士など）が相談に応じます（要予約、無料）。</p> <p>【日時等】 日時：第2・第4金曜日（祝日等を除く） ①午後1時00分～午後2時20分 ②午後2時30分～午後3時50分 場所：区役所第1分庁舎2階区民相談室</p> <p>※賃貸マンションの場合は、建物の維持管理に関する相談のみ ※予約は、相談日の2日前までをお願いします。</p>		都市計画部住宅課 居住支援係 本庁舎7階15番窓口 TEL 5273-3567 FAX 3204-2386
	マンション管理相談員派遣	<p>区内にある分譲マンションの管理組合や区内賃貸マンションの所有者等を対象に、管理組合の運営や建物の維持管理等の相談のため、総会・理事会・各種専門委員会など区分所有者の方が集まる場などへ、新宿区マンション管理相談員（マンション管理士、一級建築士、弁護士など）を派遣します（要申請、無料）。</p> <p>※賃貸マンションの場合は、建物の維持管理に関する相談のみ ※申請は、派遣希望日の2週間前までをお願いします。</p>		
	分譲マンション無料なんでも相談 ※東京都マンション管理士会新宿支部主催の相談会です	<p>マンション管理士が、分譲マンションについて管理組合の運営や建物の維持管理等、なんでも相談に応じます。（予約不要）</p> <p>【日時等】 相談日：毎月第1・3水曜日（祝日等を除く） 午後1時～4時 相談場所：新宿区役所 本庁舎1階ロビー</p>		【主催】 東京都マンション管理士会新宿支部 TEL090-1033-9386
	マンション管理セミナー	<p>良好な管理組合運営や建物の維持管理に関するセミナーを年3回開催しています。対象は、新宿区内にある分譲マンションの管理組合役員、区分所有者、居住者等、賃貸マンション所有者です。開催日等、詳細は区ホームページ、広報新宿でお知らせします。</p> <p>※賃貸マンション向けセミナーは建物の維持管理に関するもののみです。</p>		都市計画部住宅課 居住支援係 本庁舎7階15番窓口 TEL 5273-3567 FAX 3204-2386

	事業名	内容	二次元コード	問い合わせ先
マンション管理	マンション管理組合交流会	区内分譲マンションの管理組合役員や区分所有者等が、マンションをめぐる諸問題について情報・意見交換を行い、相互交流できる場としての交流会を開催しています。開催日等、詳細は区ホームページ、広報新宿でお知らせします。		都市計画部住宅課 居住支援係 本庁舎7階15番窓口 TEL 5273-3567 FAX 3204-2386
	マンション管理計画認定制度	マンションの管理組合の管理計画が一定の基準を満たす場合に、適切な計画を有するマンションとして区から認定を受けることができる制度です。		
	長期修繕計画作成費等補助金	区内分譲マンションの管理組合が長期修繕計画の作成または見直しを専門家等に委託する費用の一部を補助します。		
	管理計画認定取得促進補助金	マンション管理計画の認定を取得した区内分譲マンションの管理組合が新たに宅配ボックスを設置する際、設置費用の一部を補助します。		
	管理計画認定手続支援サービス手数料補助金	区内にある分譲マンションの管理組合がマンション管理計画の認定申請を行う際、公益財団法人マンション管理センターが運営するマンション管理計画認定手続支援サービスを利用するにあたって発生するシステム利用料および事前確認審査料の一部を補助します。		
マンション防災	家具転倒防止器具取付け事業	区内居住者を対象に、専門業者を派遣して設置場所に適した家具転倒防止器具の調査・取付けを行います。 調査費及び取付費は区の負担、器具は原則として利用者負担ですが、「新宿区災害時要援護者名簿に登録している方」及び「生活保護受給世帯の方」は器具5点まで無料になります。 ※無料は世帯で1回のみ。		危機管理担当部 危機管理課 危機管理係 本庁舎4階13番窓口 TEL 5273-4592 FAX 3209-4069
	中高層マンションの防災対策マニュアル「マンション防災はじめの一歩」の配布	本冊子は、中高層マンションにお住いの一人ひとりが取り組む事前の備えと防災コミュニティづくりについて、わかりやすく説明しています。 ※危機管理課、区立防災センター、各特別出張所で配布。区のホームページからもご覧いただけます。		危機管理担当部 危機管理課 地域防災係 本庁舎4階13番窓口 TEL 5273-3874 FAX 3209-4069
	長周期地震動シミュレータ訓練	中高層マンションに居住する住民の防災意識の向上を目的に、マンションの防災訓練等の際に、長周期地震動を体験できるシミュレータ装置を派遣しています。マンション内で防災訓練等をお考えの際は、ご相談ください。 なお、装置の使用条件として、100Vの電源2か所、おおよそ5m×5m以上の屋内のスペースなどが必要となります。		

	事業名	内容	二次元コード	問い合わせ先
マンション防災	中高層マンション 自主防災組織 防災資機材支給事業	区内の5階建て以上かつ住宅の用途に供する部分の戸数が20戸以上の中高層マンションの自主防災組織に対し、区が選定した防災資機材の中から、価格の合計が20万円までの範囲内で、防災資機材を現物支給します。 ※1組織1回限り。新宿区の防災区民組織にすでに認定されている組織については、対象外となります。		危機管理担当部 危機管理課 地域防災係 本庁舎4階13番窓口 TEL 5273-3874 FAX 3209-4069
	中高層マンション エレベーター用 防災キャビネット 現物支給事業	マンション自主防災組織の結成を前向きに検討している中高層マンションに対し、大規模災害時のエレベーターの閉じ込め対策に有効なエレベーター用防災キャビネット（最大2台）を現物支給します。 ※1組織1回限り。申請年度に、「マンション防災アドバイザー派遣」による防災対策等の指導を受けている等の要件があります。		
	中高層マンション 防災備蓄品購入 助成金交付事業	マンション自主防災組織の結成を前向きに検討している中高層マンションに対し、備蓄食料や携帯トイレ等の防災備蓄品の購入に係る経費について、助成金（上限10万円）を交付します。 ※1組織1回限り。申請年度に、「マンション防災アドバイザー派遣」による防災対策等の指導を受けている等の要件があります。		
	マンション防災 アドバイザー派遣	中高層マンションに居住する住民の防災意識の向上のため、専門知識を持つアドバイザー（区職員）を派遣し、マンション自主防災組織の結成、マンションで取り組むために必要な防災対策などをわかりやすく指導・助言します。		
地域コミュニティ	地域コミュニティ 事業助成	マンション等共同住宅内でのコミュニティ事業に対して事業経費の一部を助成します。 【助成対象事業例】 ・マンションと町会・自治会共催による夏祭り、防災講座の開催、マンション内に自治会を設立するための勉強会等 【助成率】 ①助成対象経費の4分の3（原則） ②助成対象経費の10分の9 （交通安全運動、防犯パトロール、見守り活動、路上清掃、防災訓練に該当する事業で、収入のない事業に限ります。） 【助成限度額】 ・1事業当たり15万円 ただし、マンション等共同住宅内の地域コミュニティを新たに立ち上げることを目的とする事業、複数団体と連携して行う事業の場合は30万円		最寄りの特別出張所 または 地域振興部 地域コミュニティ課 コミュニティ係 本庁舎1階14番窓口 TEL 5273-4127 FAX 3209-7455

	事業名	内容	二次元コード	問い合わせ先
地域 コミュニティ	町会・自治会への 連絡先の提供	町会・自治会とマンションの連携を図るため、「新宿区 未来につなぐ町会・自治会ささえあい条例」により、区内 マンションの建築主及び管理者に対し、町会・自治会との 連絡先の報告を義務付けています。 提出された連絡先は、町会・自治会に提供します。		地域振興部 地域コミュニティ課 コミュニティ係 本庁舎1階14番窓口 TEL 5273-4127 FAX 3209-7455
	「新宿生活 スタートブック」 の配布	冊子の中で、外国人居住者に向けて、共同住宅での住ま い方のルール等についても情報提供を行っています。		地域振興部 多文化共生推進課 本庁舎1階12番窓口 TEL 5273-3504 FAX 3209-7455
多文化 共生	外国人相談窓口	区役所の外国人相談窓口やしんじゅく多文化共生プラ ザの外国人相談コーナーにおいて、外国人の住まいに関す る相談も受けています。		
環境 ・ 資源	省エネルギー 及び 創エネルギー機器等 補助制度	地球温暖化対策の推進を図るため、省エネルギー及び創エ ネルギー機器の導入に対して、補助金を交付します。 【対象】 下記のいずれかに該当する方 ・個人住宅…区内に住所を有する方で、その住宅に補助 対象機器等を自ら使用する目的で設置または施工した方 ・集合住宅…区内に集合住宅を所有し、当該住宅に機器 を設置した中小企業者（個人事業者を含む）・管理組 合等 【要件】 ・施工・支払いまで完了した上で、申請書及び各添付書類 等が提出可能 ・施工完了日と支払い完了日の間が1年以内 ・導入する機器等が未使用のもの（中古品やリース機器 は対象外） ・過去に同制度による同一機器区分の補助を受けていない 【申込み】 所定の申請書等を郵送または直接、問合せ先へ。先着順。		環境清掃部 環境対策課 脱炭素事業係 本庁舎7階12番窓口 TEL 5273-4111 （補助金専用ダイヤル） FAX 5273-4070

	事業名	内容	二次元コード	問い合わせ先
環境・資源	資源の集団回収	<p>管理組合等の区民（10世帯以上）で構成される団体が、資源回収事業者と直接契約を取り交わして自主的に行う古紙、古布、缶等の資源回収（集団回収）について、区が支援します。</p> <p>【支援内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援対象品目の回収重量1kgあたり6円の報奨金を支給します。 ・ 作業支援用具（軍手、ごみ袋等）を年1回支給します。 <p>【条件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集団回収実践団体として登録（10世帯以上）すること ・ 回収量を報告（毎月）すること ・ 新聞、雑誌、段ボールの3品目は回収必須 <p>※回収対象となった資源は、区が実施する週1回の資源回収では回収しません。</p>		<p>新宿清掃事務所 事業係 下落合2-1-1 TEL 3950-2962 FAX 3950-2932</p>
	資源回収容器の貸付	<p>おおむね10世帯以上の集合住宅やマンション・寮などで、管理組合、管理会社、自治会、建物のオーナー、管理人などの申し出により、資源回収容器を貸し付けます。</p> <p>【回収容器の種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンテナ（びん用、缶用、スプレー缶・カセットボンベ・乾電池等用） ・ 自立式ネット（ペットボトル用） <p>【条件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 回収容器へ資源を入れる日時などは、住宅内の取り決めに従うこと ・ 管理人または担当者は、必ず回収日の朝8時までに回収容器を資源ごみ集積所に出すこと ・ 資源回収後は速やかに回収容器を引き下げること 		<p>新宿清掃事務所 下落合2-1-1 TEL 3950-2923 FAX 3950-2932</p> <p>新宿東清掃センター 四谷三栄町10-16 TEL 3353-9471 FAX 3353-9505</p> <p>歌舞伎町清掃センター 歌舞伎町2-42-7 TEL 3200-5339 FAX 5272-3494</p>
耐震化・安全対策	エレベーター 防災対策 改修支援事業	<p>エレベーターにおける閉じ込めや事故を未然に防止するため、既設エレベーターの防災対策改修工事をする際に工事費の助成を行っています。</p> <p>【助成対象建築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地上3階建て以上 ・ 耐火建築物または準耐火建築物 ・ 構造躯体が地震に対して安全な構造である建築物（他にも要件あり） <p>【助成対象工事】</p> <p>以下のうち1項目以上を行う改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震時管制運転装置の設置 ・ 主要機器の耐震補強（2014年基準） ・ 戸開走行保護装置の設置 ・ リスタート運転機能及び自動診断・仮復旧運転機能の設置 <p>【助成対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 助成対象建築物の全部または一部を所有する個人、法人（大企業者以外に限る） ・ 区分所有建築物の場合、管理組合の総会決議によって選任された者または持分の合計が過半となる共有者の承諾を得た者 		<p>都市計画部 防災都市づくり課 本庁舎8階3番窓口 TEL 5273-3829 FAX 3209-9227</p>

	事業名	内容	二次元コード	問い合わせ先
耐震化・安全対策	建築物等 耐震化支援事業	<p>地震災害から生命や財産を守るため、建築物等の耐震化を支援する助成制度があります。助成要件、手続き等については、対象となる助成の内容ごとに異なります。</p> <p>①非木造建築物 【助成対象】 昭和56年（1981年）5月31日以前に着工した建築物 【主な助成内容】 ・ 耐震アドバイザー派遣・簡易耐震診断（無料） ・ 耐震診断・補強設計への助成 ・ 耐震改修工事への助成</p> <p>②ブロック塀等 【助成対象】 一般の交通の用に供する道に沿って設けられている、高さ1.0m以上の安全性が確認できないブロック塀、万年塀等 【主な助成内容】 ・ 除去への助成</p> <p>③耐震性が特に十分でない塀 【助成対象】 一般の交通の用に供する道に沿って設けられている、ブロック塀等で、区が調査した結果、以下のいずれかに該当するもの ・ 高さが2.2m以上 ・ 高さが2m以上で厚みが15cm未満 ・ 高さが1.5m以上の石積み塀 ・ その他、擁壁上部の塀や、劣化損傷の著しい塀等 【主な支援内容】 ・ 除去への助成 ・ ブロック塀等アドバイザー派遣（無料）</p> <p>※更地化や建替えを行わないものに限る</p>		都市計画部 防災都市づくり課 本庁舎8階3番窓口 TEL 5273-3829 FAX 3209-9227
	アスベスト対策	<p>アスベスト対策が必要な建築物の所有者等に対してアスベスト調査員派遣の実施や吹付けアスベスト除去等工事費用の助成を行っています。</p> <p>【助成対象者】 区内建築物の個人所有者、管理組合の代表者等（法人が所有している場合は中小企業者に限る）</p>		都市計画部 防災都市づくり課 本庁舎8階3番窓口 TEL 5273-3829 FAX 3209-9227
	擁壁及びがけ 安全化対策支援事業	<p>高さが1.5m以上ある擁壁の築造についてコンサルタント派遣や工事費の助成を行います。また、土砂災害警戒区域内において、安全化対策の提案を行うアドバイザー派遣や土砂災害対策工事費への助成を行っています。</p> <p>【助成対象者】 擁壁・がけの所有者、管理組合の代表者等（法人の場合は大企業者以外に限る）</p>		都市計画部 建築指導課指導係 本庁舎8階5番窓口 TEL 5273-3745 FAX 3209-9227